

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 企 業 局

- 企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程 一
- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程 三
- 水道用水供給規程の一部を改正する管理規程 三

ページ

## 企 業 局

### ○宮城県企業局管理規程第三号

企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

(趣旨)  
企業局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

（標準的な職）

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 企業局組織規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第一号。以下「規程」という。）第十一条第一項の表に掲げる局長並びに同条第三項の表に掲げる理事及び技監	局長

二 規程第十一条第一項の表に掲げる次長並びに同条第三項の表に掲げる参事及び技術参事 次長

三 規程第十一条第一項の表に掲げる課長及び室長、同条第三項の表に掲げる副参事及び技術副参事（規程第十二条第四項の規定により置かれるものを含む。）並びに規程第十二条第一項の表に掲げる地方機関の長 課長

四 規程第十一条第一項の表に掲げる課長補佐、室長補佐及び技術補佐、同条第三項の表に掲げる主幹及び技術主幹（規程第十二条第四項の規定により置かれるものを含む。）、規程第十二条第二項の表に掲げる所長並びに同条第三項の表に掲げる次長及び技術次長 課長補佐

五 規程第十一条第二項の表に掲げる企画員並びに同条第三項の表に掲げる主任主査、主査及び技術主査（規程第十二条第四項の規定により置かれるものを含む。） 主任主査

六 規程第十一条第四項の表に掲げる主事、技師、主事（事務補主任）、技師（運転技術主任）、技師（機械操作主任）、主事（事務補）、技師（運転技術）、技師（庁務）及び技師（機械操作）（規程第十二条第五項の規定により置かれるものを含む。） 主事又は技師

### （標準職務遂行能力）

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準的な職		標準職務遂行能力
一 局長	一 倫理	局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
	二 構想	所管事業を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
三 判断		局の責任者として、その重要課題について、

三 課長	二次長											
	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整	三 判断	二 構想	一 倫理	六 組織統率	五 業務運営	四 説明・調整		
	課の課題に責任を持って取り組むとともに、	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、部下を統率して組織の成果を挙げることができる。	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	所管事業について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、局長を補佐し、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。	担当分野の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。	所管事業を取り巻く状況を的確に把握し、県の将来を見据えて、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。	担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。	所管事業について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。	迅速に適切な判断を行うことができる。	
四 課長補佐												
六 人材育成・活用	五 業務遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案	一 倫理	六 組織統率・人材育成	五 業務運営・遂行	四 説明・調整	三 判断	二 企画・立案		
業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行	想定される障害やリスクを見込みながら進捗管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。	担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。	担当業務について、適切な判断を行っている。	担当する事業課題を的確に捉え、効果的な政策を立案することができる。	担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。	経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、課の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。	所管事業について適切な説明を行うとともに、関係者と信頼関係を築き、組織方針の実現に向け、相互理解と合意形成を図ることができる。	課の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。	所管する事業課題を的確に捉え、実現可能性の高い政策を立案することができる。	高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	

（その他）  
 第四条 この規程に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。

六 主事又は技師					五 主任主査				
五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理	五 業務遂行	四 折衝・応対	三 協調性	二 企画・課題対応	一 倫理
担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。	担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。	組織の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。	担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。	責任を持って業務に取り組みとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。	所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。	担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。	上司や同僚、関係機関等の担当者との協力的な関係を構築している。	担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。	所属組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組みとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第四号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第七号を第八号に、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 収入調定及び納入通知

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第五号

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

水道用水供給規程の一部を改正する管理規程

水道用水供給規程（昭和五十五年宮城県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び第八条の規定による料金及び延滞金」を「の規定による料金は、その月分

を翌月二十五日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日）までに、条例

第八条の規定による延滞金」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十八年四月一日から施行する。